

教育訓練給付の拡充について

人づくり革命基本構想等を踏まえ、一般教育訓練給付について、キャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ引き上げ。

【人づくり革命基本構想(平成30年6月13日人生100年時代構想会議決定)】(抄)

第5章リカレント教育

リカレント教育は、人づくり革命のみならず、生産性革命を推進するうえでも、鍵となるものである。

リカレント教育の受講が職業能力の向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会をつくっていかねばならない。

一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割へ倍増する。(教育訓練給付の拡充)

教育訓練のコンセプト・イメージ・パフォーマンス評価

	コンセプト	イメージ	評価
一般教育訓練 (2割)	<p>雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練</p> <p>拡充の対象となる訓練 (4割)</p> <p>即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価できる教育訓練 (専門実践教育訓練以外)</p>	<p>訓練を通じて習得する能力に関する客観的目標が明確に設定された講座を、幅広く対象とする。 (典型的には、公的職業・民間資格の取得を目標とした講座)</p> <p>※ 入門的・基礎的水準のものは、当然に対象外。</p> <p>A: 公的職業資格(業務独占資格・名称独占・必置資格)の養成課程(短期)その他の公的職業資格の試験合格目標講座等 B: IT資格取得目標講座(ITSSL2以上) C: 文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム 【60時間以上120時間未満】</p>	<p>就職・在職率要件なし 受験率50%・合格率全国平均の80%等によりパフォーマンスを評価</p> <p>受験率80%・合格率全国平均以上、就職・在職率80%によりパフォーマンスを評価</p>
専門実践教育訓練 (最大7割)	<p>中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練が指定対象</p>	<ol style="list-style-type: none">1 公的職業資格(業務独占資格・名称独占資格)の養成課程【原則1年以上3年以内(一部120時間)以上】2 専門学校における職業実践専門課程等【120時間以上】3 専門職大学院4 大学等における職業実践力育成プログラム【120時間以上】5 高度IT資格取得目標講座6 第4次産業革命スキル習得講座7 専門職大学等	<p>受験率80%・合格率全国平均以上、就職・在職率80%によりパフォーマンスを評価</p>